

第1回 政策企画会議 会議概要

開催日	2026年8月31日（月曜日）
議 題	令和9年度（2027年度）予算編成方針について
担当部署	企画部財政課

事案の概要

- 令和9年度（2027年度）予算編成における方針の確認
（確認事項）
 - ・ 方針各項目

今後の方向性・結論

- 上記確認事項について了承する。

令和 9 年度（2027 年度）中野区予算編成方針について

日本経済は賃上げによる所得増や各種政策効果の下支え等により緩やかな経済回復が続けているが、令和 8 年 2 月に米国とイスラエルがイランへ軍事攻撃を行ったことに端を発する緊迫化した中東情勢は先行きが不透明な状況であり、また令和 4 年 2 月に始まったロシアによるウクライナへの軍事行動も収束する見込みが見えないなど地政学的なリスクが高い状況が続いている。一方で国内では「令和 8 年熊本地震」及び「令和 8 年 8 月千葉豪雨」が発生するなど、区民の生活に対する不安は高まっている状況にある。

令和 8 年 7 月の経済財政諮問会議の内閣府年央試算によれば、今年度の国内総生産（GDP）の実質成長率は 0.9%程度を見込んでいるが、1 月には 1.3%程度を見込んでいたことから、0.4%の下方修正となった。また、為替レート及び原油価格については、それぞれ 1 ドル 155.2 円、1 バレル 68.0 ドルを見込んでいたところ、1 ドル 161.4 円、1 バレル 92.5 ドルに修正されており、さらなる物価上昇が見込まれる状況となっている。区は、国際情勢や経済・物価動向に応じた機動的な政策運営を行っていかなくてはならない。

区は「つながる はじまる なかの」の理念を実現するため、令和 8 年 3 月に新たに基本計画を策定した。各部においては、政策横断的・組織横断的な課題に円滑に対応できるように関連部との連携・協力を積極的に行い、区政運営を着実に推進していくことが求められる。中野区に住む全ての人や、このまちで働き、学び、活動する人々が平和で、安心して生活することができるまちを実現するため、職員一人一人が区民ニーズを的確に捉え、社会情勢の変化に対応し、区民生活に基軸をおいたサービスを展開させていかなければならない。

令和 9 年度予算は、「誰もが安心して暮らせるまちづくりのための予算」とするため、計画に基づく政策等のうち、区民が安心して暮らすことができることを実現するための予算について、限られた財源を優先的に配分するものとする。持続可能な区政運営の実現に寄与する政策を効果的に実現するためには、今後 10 年間の財政見通しを踏まえた上で客観的なデータを基に、適切な効果測定と継続的な評価改善を行い、変化する状況に適応することが求められる。経常経費化した事業はもとより、これまでの計画に沿って進めてきた投資的事業等であっても、十分な検証を実施した上で、区民と対話等を丁寧に行い、見直しを図っていく。歳入においては、

区の基幹財源である特別区民税や国民健康保険料の徴収を徹底し、歳出にあっては、事業の廃止・縮小等といった抜本的な見直しを徹底して歳出の抑制を図る一方、今後の経済状況を十分注視した上で、必要な事業への財源投入を行い、中長期的な視点を持ってメリハリのきいた予算編成をしていく必要がある。こうした考え方の下、来年度予算は、中長期的な視点を持ちつつ、基本計画を踏まえた編成を進め、効果的・効率的に政策を実行するものとする。

以上のことを十分に踏まえ、令和9年度予算は、以下に定める方針により編成することとする。

記

第1 政策課題への的確な対応

「つながる はじまる なかの」の理念を実現するため、政策の検討段階から、区民の声の把握に努め、実行可能性の検証や確実な経費の試算等、精度の高い検討を前提とすることを求めるものである。客観的な政策議論を行うために必要な調査費用等については、事業効果等を勘案のうえ予算に盛り込むこと。また、これまでの計画に沿って進めてきたまちづくりや施設の整備等についても、改めて将来に向けた十分な検証を実施した上で、区民との対話等を行いつつ、着実に推進すること。

学校及び各種施設等の建替えや改修、設備の更新、道路や公園等のインフラ資産の維持更新等については、中長期的な経費の最小化を図るため、将来負担を的確に把握し、効率的・効果的な整備の考え方を示すこと。

第2 一般的事項

予算の積算は、決算状況及び行政評価をもとにした実績のほか、経営戦略の重点事項の進捗や最近の物価高騰の状況を十分に踏まえるとともに、市場性や競争性に留意し、複数の事業実施方法を比較し、かつ必ず2事業者以上の見積りを徴取する等根拠のあるものとするほか、以下の点に十分留意すること。

1 新規・拡充事業

- (1) 新規・拡充事業は、真に必要であり優先度の高いものとする精査を徹底し、関連する既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップにより経費を生み出すこと。

計画等に位置付けられていない新規・拡充事業を立案する場合は、既存事業の見直し等を必須とし、その経費については、既存事業の上限額を超えないように努めること。

- (2) 事業計画を立てる際は、事業期間を見定め、政策的位置付け、戦略的展開や

事業効果、事業実施に伴うリスクを明確にした上で、予算（投入資源）をかけるだけの実績（アウトプット）及び施策の成果（アウトカム）が得られるかどうかなど、統計や業務データ等の収集・分析から客観的な論拠を見出し、財政課を含めた事前の庁内調整を踏まえて、エビデンス・ベースでの計画作成を必須とすること。当初設定した終了時期を迎える事業については、エビデンスを基にそれまでの効果検証を行い、事業の有効性や実効性を踏まえて、改めて事業計画を立てること。

- （３）事業費の積算にあたっては、財源の裏付けを明示した具体的な積算を行うとともに、後年度負担額の縮小に注力し、持続可能な計画とすること。
- （４）政策課題への対応を担う職員が知識や発想力を磨くことは、欠かすことができないものであり、政策形成・人材育成のための経費を積極的に計上すること。
- （５）近年の気候変動等を踏まえ、災害発生時に機動的に対応できるよう必要な予算を計上すること。

２ 歳出の抑制

- （１）経常経費は削減を原則とし、デジタルシフトによる行政サービスの質と生産性の向上を念頭に置いた内部管理事務の効率化を進め、内部管理コストの削減を図るなど、歳出抑制・節減に努めること。
- （２）毎年度経常的に実施している事業についても、エビデンスを基にした分析により適切な需要推計を行い、適切な予算規模とし、決算時の見込差残額の縮減に努めること。
- （３）新たな基本計画や各個別計画などに基づき、新規・拡充事業の検討を進める一方で、過去の決算状況、行政評価結果や事業見直し方針等を十分に踏まえ、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、関連する既存事業等の廃止、統合、縮小についても検討や進捗状況を踏まえた予算要求を行うこと。

３ 効率的かつ生産性の高い体制構築に向けた対応

健康経営の実現に向け、職員一人ひとりが自分が健康でいるための行動変容を起こすことができるよう、積極的に取り組むこと。また、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、デジタルシフト、アウトソーシングの活用や、多機能ユニファイド・コミュニケーションツールを駆使した業務の負担軽減を行うなど、効率的な仕事の進め方の確立と業務の生産性の向上に努め、人材の価値を最大限に引き出し、組織パフォーマンスの最大化を図ること。その主旨を踏まえ、超過勤務の縮減や既存事業の統合再編、見直し等事業のスクラップを行うなど、効率的かつ生産性の高い体制構築に向けた経費の積算にも努めること。

4 歳入の確保

- (1) 最も重要な財源である特別区民税については、徴収額及び収入率の目標を定め、これを達成するため、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を進め、確実な税収の確保に努めること。
- (2) 国民健康保険料についても、現状の課題とその原因を分析し、徴収額及び収入率の目標を定め、他自治体の優良事例も参考にしながら、取組の強化を行うこと。
- (3) 各種債権について、効果的な徴収方法の検討を行ったうえで、財源確保に取り組むとともに、徴収に係るコスト削減を図ること。
- (4) 全ての事業について、充当可能な国や都の補助金を再度調査し、最大限の活用を図ること。国や都の補助金を充当する場合については、該当要件等を十分に把握し、確実に交付を受けられるよう事業を組み立てること。
- (5) その他の歳入についても、あらゆる手法を検証し、的確に歳入確保に努めること。

5 国・都の動向の把握

- (1) 国や都の政策動向を注視し、情報収集に努めること。これまで特定財源（補助金等）により執行してきた事業のうち、補助金等の廃止や縮小があるものについては、代替となる新たな財源を調査し、財源確保に努めること。それが見込めない場合は、エビデンスを基にそれまでの効果検証を行い、事業の有効性や実効性を踏まえ、新たな一般財源投入に見合う事業規模等の検討をした上で、事業継続の判断を行うこと。
- (2) 国・都補助金については、要綱等の補助率のみによることなく、実際に収入が見込まれる額を計上すること。
- (3) 国や都の制度変更等により大幅な需要の増減が見込まれる事業については、変更内容を正確に把握したうえで、的確な需要予測を行い、適切な事業内容へ修正を行うこと。

第3 予算要求・査定

各部からの予算要求、予算査定は次のとおりとする。

1 予算要求

- (1) 各部においては、この予算編成方針に基づき、部ごとの予算編成の考え方を明確にした上で、別途通知する「令和9年度（2027年度）予算編成事務処理方針」により、指定する期日までに予算要求書を提出すること。
- (2) 予算要求は1次経費、2次経費とそれぞれの要求とし、各部は別途通知する

「令和9年度(2027年度)予算編成における一般財源要求限度額について」において割り当てられた額の中で予算要求を行うこと。

- (3) 各部においては、その経営機能を十分に発揮し、部長及び庶務担当課長による部内調整を徹底し、すべての事業を評価したうえで、優先順位付けを行い、割り当てられた一般財源要求限度額の範囲内に収めること。新たな職員配置・施設改修など、事業が他部局等に関係する場合、部局間で十分な協議・調整を行った上で、予算要求を行うこと。一般財源要求限度額を超えた要求など、この予算編成方針に沿った積算ができていない場合は、新規・拡充事業の規模縮小など、部内で調整を行うこと。

2 予算の査定

この予算編成方針に基づき、全事業を対象として査定を行う。